

徳島県感染症対策連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条の2第1項の規定に基づき、感染症の発生及びまん延の防止のための施策の実施に当たり、各関係機関・団体等の、平時からの意思疎通と情報共有を推進し、以て連携協力体制の整備等を図るため、徳島県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 徳島県感染症予防計画に関すること
- (2) 感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施に関すること
- (3) その他協議会の目的を達成するために検討が必要な事項

(組織)

第3条 協議会は委員35名以内で構成する。

- 2 委員は、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関（消防組組織法（昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関をいう。）その他の関係機関のうちから知事が委嘱する。
- 3 協議会には、必要に応じて、保健医療関係者、行政関係者等の出席を求めることができる。
- 4 協議会には、必要に応じて、部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年間とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ示す委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、徳島県保健福祉部長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、徳島県保健福祉部感染症対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。